

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-2-5
許認可等の種類	電気工事士免状の書換え				
根拠法令条例等・条項	電気工事士法施行令第5条				
許認可等の概要	電気工事士免状の記載事項(氏名等)に変更を生じた場合に免状書換え手続きを行う				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>書換えの理由を証する書面確認</p> <p>電気工事士法第7条 電気工事士法施行令第5条 電気工事士法施行規則第9条</p>				
基準の制定根拠	昭和35年法律第139号				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>20日</p> <p>経由機関(地域振興局) 3日</p> <p>処分庁 17日</p>				
期間の制定根拠	過去の実績				